

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、高騰を続けていた原油価格が7月半ばをピークに下落に転じるなか、米国では住宅市場の調整や信用収縮などを受けて景気の停滞が続き、欧州でも景気の減速感が強まりました。アジアでは総じて景気の拡大が続きましたが、インフレ率の高まり等を受けて、成長速度は幾分減速しました。わが国におきましては、設備投資の減少や欧米向け輸出の増勢鈍化などから、景気の停滞感が強まりました。

金融資本市場に目を転じますと、米国のサブプライム危機の拡がりや世界的な景気減速懸念の強まりを背景に、欧米の主要株価指数は5月をピークに下落傾向に転じ、クレジット市場や短期金融市場における信用スプレッドは期末にかけ大幅に拡大しました。国内では、長期市場金利である10年物国債の流通利回りと日経平均株価が6月半ばにかけて上昇したものの、その後は景気後退懸念の高まりや欧米金融市場の動揺を受けて、国債利回りは低下し、株価は下落しました。円の対ドル相場は8月に110円台をつけた後、円高方向に転じました。

こうした中、金融界におきましては、6月に、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けて、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直しなどを盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。

中長期的な経営戦略

当行グループは、平成18年10月に公的資金返済を完了し、経済金融情勢や競争環境といった経営環境が大きく変化したことを踏まえ、平成19年度に、平成21年度までの3年間を対象とする中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」をスタートさせました。

本計画では、当行グループがお客さまに提供する付加価値である「先進性」「スピード」「提案・解決力」を極大化することによって、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指していくことを基本方針とし、経営目標として、

成長事業領域におけるトップクオリティの実現

グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

株主還元の実現

の3点を掲げております。

また、本計画におきましては、「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸として、戦略施策を展開してまいります。

(ア) 成長事業領域の重点的強化

今後大きく成長する事業領域にフォーカスし、その領域においてお客さまの期待を超える価値を提供することによってトップクオリティを実現、持続的成長を果たしてまいります。当行グループが特に注力する成長事業領域は以下の7つです。

- (a) 個人向け金融コンサルティングビジネス
- (b) 法人向けソリューションビジネス
- (c) グローバルマーケットにおける特定分野
- (d) 支払・決済・コンシューマーファイナンス
- (e) 投資銀行・信託業務
- (f) 自己勘定投資
- (g) アセット回转型ビジネス

(イ) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

中長期的な経営目標や戦略施策を主軸とした業績目標・評価制度の導入、成長事業領域においてトップクオリティに挑戦するプロフェッショナル集団を育成するための体制整備、戦略展開に柔軟に対応できるIT基盤・事務インフラ等の整備、コンプライアンス体制の強化、CS・品質管理の向上、ALM・リスク管理体制の高度化によって、付加価値の極大化を目指してまいります。

当行グループは、本計画の遂行に全役職員一丸となって全力で取り組むとともに、事業環境の変化に適切に対応することで、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、前連結会計年度末対比8,624億円増加して73兆6,302億円となり、譲渡性預金は、同1,370億円増加して3兆2,616億円となりました。

一方、貸出金は、海外で高格付け企業への貸出を積極的に行ったことを主因に、前連結会計年度末対比1兆3,969億円増加の64兆3,695億円となりました。

総資産は、前連結会計年度末対比7,656億円減少し、107兆8,721億円となりました。

損益面では、経常収益は、国際業務部門での貸出金残高の増加を主因に貸出金利息が増加したものの、昨年度の米ドル金利の低下を受けて資金運用収益が全体では減少となったこと、並びに株式相場の低迷を受けた投資信託販売の減少を主因に国内業務部門の役務取引等収益が減少したことや、株式等売却益の減少を主因にその他経常収益が減少したこと等により、前中間連結会計期間対比0.8%減の1兆5,426億円となりました。経常費用は、資金調達費用が預金利息の減少を主因に減少した一方、成長事業領域強化のためのシステム投資や拠点網拡充・人的資源強化のための支出の増加等により営業経費が増加したことに加え、金融市場の混乱及び国内外の景気減速を背景とした債務者の業況悪化や一部海外金融機関宛債権で与信コストが発生したことによる与信関係費用の増加を主因にその他経常費用が増加したこと等により、前中間連結会計期間対比10.1%増の1兆3,643億円となりました。その結果、経常利益は1,782億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は949億円となりました。

純資産は、前連結会計年度末対比1,225億円増加の5兆2,033億円となりました。そのうち株主資本は、中間純利益の計上及び剰余金の配当等の結果、前連結会計年度末対比763億円増加の3兆2,063億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が88（前中間連結会計期間対比 1）%、その他事業が12（同+ 1）%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が75（前中間連結会計期間対比+ 1）%、米州が10（同 0）%、欧州・中近東、アジア・オセアニアは、各々8（同 0）%、7（同 1）%となりました。

連結自己資本比率は、11.90%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前中間連結会計期間対比2兆7,317億円減少して1兆8,063億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同3兆455億円増加して+2兆6,276億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同855億円増加して+880億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末対比9,063億円増加して3兆6,269億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比433億円の増益となる6,418億円、信託報酬は同9億円の減益となる12億円、役務取引等収支は同31億円の減益となる2,008億円、特定取引収支は同1,176億円の減益となる100億円、その他業務収支は1,172億円の増益となる1,045億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比160億円の増益となる5,136億円、信託報酬は同9億円の減益となる12億円、役務取引等収支は同148億円の減益となる1,590億円、特定取引収支は同1,178億円の減益となる137億円、その他業務収支は1,326億円の増益となる1,125億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比233億円の増益となる1,330億円、役務取引等収支は同118億円の増益となる421億円、特定取引収支は同1億円の増益となる37億円、その他業務収支は154億円の減益となる80億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	497,614	109,725	8,779	598,560
	当中間連結会計期間	513,623	133,066	4,810	641,878
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	749,447	356,076	32,676	1,072,847
	当中間連結会計期間	768,463	340,952	41,174	1,068,241
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	251,833	246,351	23,897	474,287
	当中間連結会計期間	254,840	207,886	36,363	426,363
信託報酬	前中間連結会計期間	2,239			2,239
	当中間連結会計期間	1,244			1,244
役務取引等収支	前中間連結会計期間	173,913	30,206	154	203,965
	当中間連結会計期間	159,060	42,104	303	200,860
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	233,692	34,967	528	268,131
	当中間連結会計期間	220,109	47,354	528	266,935
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	59,778	4,760	374	64,165
	当中間連結会計期間	61,049	5,250	225	66,075
特定取引収支	前中間連結会計期間	104,066	3,584		107,651
	当中間連結会計期間	13,769	3,767		10,001
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	105,604	7,974	5,927	107,651
	当中間連結会計期間	8,701	5,546	10,448	3,798
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	22,471	1,778	10,448	13,800
その他業務収支	前中間連結会計期間	20,118	7,376	18	12,723
	当中間連結会計期間	112,578	8,049		104,529
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	64,779	8,867	18	73,665
	当中間連結会計期間	176,015	6,765		182,780
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	84,897	1,490		86,388
	当中間連結会計期間	63,436	14,814		78,251

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 5 兆 8,431 億円増加して 92 兆 5,212 億円、利回りは同 0.17% 減少して 2.31% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 6 兆 3,126 億円増加して 92 兆 6,346 億円、利回りは同 0.18% 減少して 0.92% となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 3 兆 1,109 億円増加して 78 兆 311 億円、利回りは同 0.03% 減少して 1.97% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は 6 兆 719 億円増加して 84 兆 1,167 億円、利回りは同 0.04% 減少して 0.61% となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 3 兆 2,316 億円増加して 16 兆 632 億円、利回りは同 1.3% 減少して 4.25% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 7,401 億円増加して 10 兆 913 億円、利回りは同 1.15% 減少して 4.12% となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	74,920,219	749,447	2.00
	当中間連結会計期間	78,031,159	768,463	1.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	51,793,851	546,240	2.11
	当中間連結会計期間	53,448,176	563,278	2.11
うち有価証券	前中間連結会計期間	17,484,421	142,827	1.63
	当中間連結会計期間	21,141,641	164,588	1.56
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	854,841	9,629	2.25
	当中間連結会計期間	381,996	3,059	1.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	63,945	180	0.57
	当中間連結会計期間	23,323	69	0.60
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,217,962	4,142	0.68
	当中間連結会計期間	319,468	1,782	1.12
うち預け金	前中間連結会計期間	1,951,449	20,798	2.13
	当中間連結会計期間	1,160,852	7,918	1.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	78,044,740	251,833	0.65
	当中間連結会計期間	84,116,714	254,840	0.61
うち預金	前中間連結会計期間	65,536,136	122,942	0.38
	当中間連結会計期間	66,154,430	115,078	0.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,456,309	6,928	0.56
	当中間連結会計期間	2,853,545	9,112	0.64
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,775,304	4,576	0.52
	当中間連結会計期間	2,941,209	8,209	0.56
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	41,029	112	0.55
	当中間連結会計期間	201,025	597	0.59
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,637,532	18,397	2.25
	当中間連結会計期間	4,714,141	44,575	1.89
うち借入金	前中間連結会計期間	2,728,188	33,045	2.42
	当中間連結会計期間	3,577,381	46,212	2.58
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,420	8	0.67
	当中間連結会計期間			
うち社債	前中間連結会計期間	3,596,768	36,062	2.01
	当中間連結会計期間	3,442,142	34,380	2.00

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間767,076百万円、当中間連結会計期間810,399百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,831,606	356,076	5.55
	当中間連結会計期間	16,063,275	340,952	4.25
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,648,760	237,682	5.50
	当中間連結会計期間	11,432,111	259,301	4.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,125,744	34,775	6.18
	当中間連結会計期間	1,435,809	22,209	3.09
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	255,133	6,978	5.47
	当中間連結会計期間	421,490	6,044	2.87
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	264,308	4,077	3.09
	当中間連結会計期間	213,736	1,688	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,168,044	46,482	4.29
	当中間連結会計期間	1,836,923	25,123	2.74
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,351,128	246,351	5.27
	当中間連結会計期間	10,091,311	207,886	4.12
うち預金	前中間連結会計期間	7,723,565	156,022	4.04
	当中間連結会計期間	7,605,115	90,622	2.38
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	699,180	19,604	5.61
	当中間連結会計期間	749,722	16,860	4.50
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	311,950	7,062	4.53
	当中間連結会計期間	593,957	7,230	2.43
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	112,325	2,892	5.15
	当中間連結会計期間	487,574	4,499	1.85
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	181,534	4,795	5.28
	当中間連結会計期間	356,730	8,210	4.60
うち短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち社債	前中間連結会計期間	308,609	9,964	6.46
	当中間連結会計期間	280,374	9,076	6.47

(注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間73,509百万円、当中間連結会計期間83,339百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	87,751,826	1,073,676	86,678,149	1,105,524	32,676	1,072,847	2.48
	当中間連結会計期間	94,094,435	1,573,160	92,521,275	1,109,416	41,174	1,068,241	2.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	60,442,611	869,058	59,573,552	783,923	21,765	762,157	2.56
	当中間連結会計期間	64,880,288	1,215,237	63,665,050	822,579	33,337	789,242	2.48
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,610,166		18,610,166	177,602	8,781	168,821	1.81
	当中間連結会計期間	22,577,450		22,577,450	186,798	4,812	181,985	1.61
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,109,974		1,109,974	16,607		16,607	2.99
	当中間連結会計期間	803,487		803,487	9,104		9,104	2.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	328,254		328,254	4,258		4,258	2.59
	当中間連結会計期間	237,060		237,060	1,758		1,758	1.48
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,217,962		1,217,962	4,142		4,142	0.68
	当中間連結会計期間	319,468		319,468	1,782		1,782	1.12
うち預け金	前中間連結会計期間	4,119,493	202,691	3,916,801	67,280	2,129	65,150	3.33
	当中間連結会計期間	2,997,776	357,158	2,640,617	33,041	2,740	30,301	2.30
資金調達勘定	前中間連結会計期間	87,395,869	1,073,869	86,322,000	498,184	23,897	474,287	1.10
	当中間連結会計期間	94,208,026	1,573,371	92,634,654	462,726	36,363	426,363	0.92
うち預金	前中間連結会計期間	73,259,702	202,800	73,056,901	278,965	2,129	276,835	0.76
	当中間連結会計期間	73,759,546	357,369	73,402,176	205,701	2,740	202,960	0.55
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,155,490		3,155,490	26,532		26,532	1.68
	当中間連結会計期間	3,603,267		3,603,267	25,972		25,972	1.44
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,087,255		2,087,255	11,638		11,638	1.12
	当中間連結会計期間	3,535,166		3,535,166	15,440		15,440	0.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	153,354		153,354	3,005		3,005	3.92
	当中間連結会計期間	688,599		688,599	5,097		5,097	1.48
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,637,532		1,637,532	18,397		18,397	2.25
	当中間連結会計期間	4,714,141		4,714,141	44,575		44,575	1.89
うち借入金	前中間連結会計期間	2,909,723	869,142	2,040,580	37,841	21,767	16,073	1.58
	当中間連結会計期間	3,934,112	1,215,237	2,718,874	54,423	33,623	20,800	1.53
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,420		2,420	8		8	0.67
	当中間連結会計期間							
うち社債	前中間連結会計期間	3,905,378		3,905,378	46,027		46,027	2.36
	当中間連結会計期間	3,722,516		3,722,516	43,456		43,456	2.33

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間840,477百万円、当中間連結会計期間893,527百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比11億円減少して2,669億円、一方役務取引等費用は同19億円増加して660億円となったことから、役務取引等収支は同31億円の減益となる2,008億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比135億円減少して2,201億円、一方役務取引等費用は同12億円増加して610億円となったことから、役務取引等収支は同148億円の減益となる1,590億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比123億円増加して473億円、一方役務取引等費用は同4億円増加して52億円となったことから、役務取引等収支は同118億円の増益となる421億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	233,692	34,967	528	268,131
	当中間連結会計期間	220,109	47,354	528	266,935
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	12,196	21,802		33,999
	当中間連結会計期間	11,586	34,484		46,070
うち為替業務	前中間連結会計期間	62,814	4,630	0	67,444
	当中間連結会計期間	62,649	4,833	0	67,483
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6,350	67		6,417
	当中間連結会計期間	9,389	0		9,390
うち代理業務	前中間連結会計期間	8,434	178		8,612
	当中間連結会計期間	7,625	0		7,625
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3,815	2		3,817
	当中間連結会計期間	3,701	2		3,704
うち保証業務	前中間連結会計期間	20,338	2,295	174	22,460
	当中間連結会計期間	21,579	2,791	142	24,228
うちクレジットカード 関連業務	前中間連結会計期間	3,405			3,405
	当中間連結会計期間	3,392			3,392
役務取引等費用	前中間連結会計期間	59,778	4,760	374	64,165
	当中間連結会計期間	61,049	5,250	225	66,075
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,115	2,031	66	15,081
	当中間連結会計期間	13,470	1,746	71	15,144

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,038億円減少して37億円、一方特定取引費用は同138億円増加したことから、特定取引収支は同1,176億円の減益となる100億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比969億円減少して87億円、一方特定取引費用は同209億円増加して224億円となったことから、特定取引収支は同1,178億円の減益となる137億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比24億円減少して55億円、一方特定取引費用は同26億円減少して17億円となったことから、特定取引収支は同1億円の増益となる37億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	105,604	7,974	5,927	107,651
	当中間連結会計期間	8,701	5,546	10,448	3,798
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	960	362		1,322
	当中間連結会計期間	197	96		293
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	291	153		445
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	100,834	7,457	5,927	102,364
	当中間連結会計期間	4,998	5,450	10,448	
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	3,518			3,518
	当中間連結会計期間	3,504			3,504
特定取引費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	22,471	1,778	10,448	13,800
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	646			646
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	21,824	1,778	10,448	13,154
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比3,366億円増加して3兆8,021億円、特定取引負債残高は同1,398億円増加して2兆3,000億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,871億円増加して3兆1,343億円、特定取引負債残高は同728億円増加して1兆7,501億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,535億円増加して6,973億円、特定取引負債残高は同711億円増加して5,794億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	2,947,143	543,743	25,365	3,465,521
	当中間連結会計期間	3,134,334	697,310	29,501	3,802,142
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	47,462	45,704		93,167
	当中間連結会計期間	81,445	12,489		93,935
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,693			2,693
	当中間連結会計期間	139			139
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	7,488			7,488
	当中間連結会計期間	12,098			12,098
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,852,361	498,039	25,365	2,325,034
	当中間連結会計期間	1,982,408	684,820	29,501	2,637,727
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	1,037,137			1,037,137
	当中間連結会計期間	1,058,241			1,058,241
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,677,342	508,295	25,365	2,160,272
	当中間連結会計期間	1,750,172	579,410	29,501	2,300,080
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,909	7,038		9,948
	当中間連結会計期間	14,717	6,025		20,742
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,708			2,708
	当中間連結会計期間	136			136
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	7,548			7,548
	当中間連結会計期間	12,236			12,236
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,664,176	501,256	25,365	2,140,066
	当中間連結会計期間	1,723,081	573,385	29,501	2,266,965
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	65,742,534	7,230,459	72,972,993
	当中間連結会計期間	66,328,177	7,302,054	73,630,232
うち流動性預金	前中間連結会計期間	40,663,382	5,946,845	46,610,228
	当中間連結会計期間	39,802,497	5,833,664	45,636,161
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,586,819	1,276,388	22,863,208
	当中間連結会計期間	22,393,425	1,462,005	23,855,431
うちその他	前中間連結会計期間	3,492,331	7,224	3,499,556
	当中間連結会計期間	4,132,254	6,384	4,138,639
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,928,844	651,948	2,580,792
	当中間連結会計期間	2,419,912	841,765	3,261,678
総合計	前中間連結会計期間	67,671,378	7,882,407	75,553,785
	当中間連結会計期間	68,748,090	8,143,820	76,891,910

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況
ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日現在		平成20年9月30日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	52,511,089	100.00	52,909,375	100.00
製造業	5,629,927	10.72	5,755,483	10.88
農業、林業、漁業及び鉱業	138,498	0.26	110,967	0.21
建設業	1,415,533	2.70	1,219,814	2.31
運輸、情報通信、公益事業	2,939,866	5.60	3,204,580	6.06
卸売・小売業	5,415,726	10.31	5,147,110	9.73
金融・保険業	5,551,613	10.57	5,547,021	10.47
不動産業	8,003,261	15.24	7,588,347	14.34
各種サービス業	6,072,703	11.56	5,881,812	11.12
地方公共団体	633,009	1.22	781,875	1.48
その他	16,710,946	31.82	17,672,360	33.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,700,388	100.00	11,460,137	100.00
政府等	42,466	0.49	31,509	0.27
金融機関	538,477	6.19	959,845	8.38
商工業	7,296,212	83.86	9,353,491	81.62
その他	823,232	9.46	1,115,291	9.73
合計	61,211,477		64,369,513	

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成19年9月30日	アルゼンチン	3
	合計	3
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
平成20年9月30日	アルゼンチン	4
	合計	4
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	7,222,497		7,222,497
	当中間連結会計期間	8,500,136		8,500,136
地方債	前中間連結会計期間	528,068		528,068
	当中間連結会計期間	395,022		395,022
社債	前中間連結会計期間	3,822,223		3,822,223
	当中間連結会計期間	3,825,423		3,825,423
株式	前中間連結会計期間	4,223,554		4,223,554
	当中間連結会計期間	3,318,361		3,318,361
その他の証券	前中間連結会計期間	3,254,229	1,246,256	4,500,486
	当中間連結会計期間	3,793,897	1,617,457	5,411,355
合計	前中間連結会計期間	19,050,573	1,246,256	20,296,830
	当中間連結会計期間	19,832,840	1,617,457	21,450,298

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社であります。

信託財産の運用 / 受入の状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
貸出金	4,150	0.40	222,540	16.69	223,740	19.03
有価証券	285,533	27.78	349,145	26.18	273,504	23.27
受託有価証券	3,274	0.32	3,412	0.25	3,451	0.30
金銭債権	660,147	64.23	620,628	46.54	571,072	48.57
有形固定資産	84	0.01			25	0.00
無形固定資産			126	0.01		
その他債権	1,332	0.13	2,703	0.20	1,318	0.11
コールローン			225	0.02	263	0.02
銀行勘定貸	45,893	4.46	106,932	8.02	80,796	6.87
現金預け金	27,401	2.67	26,467	1.98	20,000	1.70
その他			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
金銭信託	351,198	34.17	465,474	34.90	354,058	30.11
金銭信託以外の金銭の信託	45	0.00	220,150	16.51	223,130	18.98
有価証券の信託	3,274	0.32	3,428	0.26	3,462	0.30
金銭債権の信託	560,068	54.49	553,396	41.49	501,920	42.69
包括信託	113,230	11.02	89,732	6.73	91,600	7.79
その他の信託			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	1,000	24.10		
農業、林業、漁業及び鉱業			100,000	44.94
建設業				
運輸、情報通信、公益事業	1,450	34.94	840	0.38
卸売・小売業				
金融・保険業	1,200	28.91	1,200	0.54
不動産業			120,000	53.92
各種サービス業	500	12.05	500	0.22
地方公共団体				
その他				
合計	4,150	100.00	222,540	100.00

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益 (除く国債等債券損益)	718,492 (724,741)	735,053 (739,613)	16,561 (14,872)
うち信託報酬	2,239	1,244	995
経費(除く臨時処理分)	327,587	356,566	28,979
人件費	107,258	121,669	14,411
物件費	200,867	216,070	15,203
税金	19,462	18,825	637
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益)	390,904 (397,153)	378,486 (383,047)	12,418 (14,106)
一般貸倒引当金繰入額	7,784	3,729	4,055
業務純益	383,119	374,757	8,362
うち国債等債券損益	6,249	4,560	1,689
臨時損益	225,270	252,649	27,379
不良債権処理額	106,441	220,414	113,973
株式等損益	103,816	17,184	86,632
株式等売却益	8,224	5,412	2,812
株式等売却損	546	587	41
株式等償却	111,494	22,009	89,485
その他臨時損益	15,012	15,049	37
経常利益	157,849	122,108	35,741
特別損益	2,639	1,228	1,411
うち固定資産処分損益	450	60	510
うち減損損失	3,095	1,168	1,927
うち償却債権取立益	6	0	6
税引前中間純利益	155,209	120,879	34,330
法人税、住民税及び事業税	7,210	7,152	58
法人税等調整額	84,200	33,332	50,868
中間純利益	63,798	80,394	16,596

与信関係費用	+ -	114,220	224,143	109,923
一般貸倒引当金繰入額		7,784	3,729	4,055
貸出金償却		59,177	119,444	60,267
個別貸倒引当金繰入額		44,500	86,407	41,907
貸出債権売却損等		4,703	14,563	9,860
特定海外債権引当勘定繰入額		1,941	0	1,941
償却債権取立益		6	0	6

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回り	1.78	1.76	0.02
貸出金利回り	2.00	2.01	0.01
有価証券利回り	1.37	1.20	0.17
(2) 資金調達原価	1.21	1.29	0.08
資金調達利回り	0.36	0.39	0.03
預金等利回り	0.22	0.26	0.04
外部負債利回り	0.71	0.66	0.05
経費率	0.85	0.90	0.05
(3) 総資金利鞘	-	0.47	0.10
預貸金利鞘	-	1.78	0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	66,379,291	66,918,037	538,746
預金(平残)	66,468,256	66,619,650	151,394
貸出金(未残)	55,025,706	58,541,953	3,516,247
貸出金(平残)	53,538,562	57,775,858	4,237,296

(注) 預金には譲渡性預金を含めておりません。

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	33,582,089	34,299,041	716,952
法人	28,537,903	29,256,628	718,725
合計	62,119,992	63,555,669	1,435,677

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	14,442,717	14,688,739	246,022
住宅ローン残高	13,507,255	13,759,387	252,132
その他ローン残高	935,461	929,351	6,110

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	36,338,166	35,648,677	689,489
総貸出金残高	百万円	48,045,111	48,306,794	261,683
中小企業等貸出金比率	/ %	75.63	73.79	1.84
中小企業等貸出先件数	件	1,902,063	1,926,868	24,805
総貸出先件数	件	1,906,374	1,931,152	24,778
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.77	99.77	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高
該当ありません。

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高
該当ありません。

消費者ローン残高
該当ありません。

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,450	840	610
総貸出金残高	百万円	4,150	222,540	218,390
中小企業等貸出金比率	/ %	34.93	0.37	34.55
中小企業等貸出先件数	件	3	2	1
総貸出先件数	件	6	6	
中小企業等貸出先件数比率	/ %	50.00	33.33	16.67

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年3月31日から先進的計測手法を採用しております。なお、平成19年9月30日は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	1,603,512	1,603,512
	利益剰余金	753,192	937,845
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	74,613	78,558
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	15,571	56,178
	新株予約権	27	56
	連結子会社の少数株主持分	1,394,544	1,664,060
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	1,151,737	1,409,104
	営業権相当額()	3	1
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,284,702	4,693,121
	繰延税金資産の控除金額()(注) 2		
計 (A)	4,284,702	4,693,121	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	527,987	463,820	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	689,175	267,589
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	39,163	37,209
	一般貸倒引当金	40,867	50,165
	適格引当金が期待損失額を上回る額	212,471	35,825
	負債性資本調達手段等	2,507,177	2,368,389
	うち永久劣後債務(注) 4	1,055,578	870,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,451,598	1,498,277
	計	3,488,855	2,759,179
うち自己資本への算入額 (B)	3,488,855	2,759,179	

項目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	383,831	364,253
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,389,727	7,088,047
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	46,718,754	46,603,804
	オフ・バランス取引等項目	10,508,263	9,842,851
	信用リスク・アセットの額 (F)	57,227,017	56,446,656
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	362,303	274,120
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	28,984	21,929
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,691,228	2,798,115
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	295,298	223,849
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)		
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	61,280,548	59,518,891
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.05%	11.90%
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)		6.99%	7.88%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在210,003百万円、平成20年9月30日現在210,003百万円であります。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在794,575百万円、平成20年9月30日現在931,945百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,285,410百万円、平成20年9月30日現在938,624百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	665,033	665,033
	その他資本剰余金	702,514	702,514
	利益準備金		
	その他利益剰余金	824,151	960,713
	その他()	921,300	975,468
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	74,613	78,558
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		4,731
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	3,662,001	3,842,825
	繰延税金資産の控除金額()(注) 2		89,888
計 (A)	3,662,001	3,752,936	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	515,487	451,320	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	683,006	271,551
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	32,717	30,720
	一般貸倒引当金		
	適格引当金が期待損失額を上回る額	120,404	
	負債性資本調達手段等(注) 4	2,651,913	2,715,287
	うち永久劣後債務(注) 5	1,043,578	853,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 6	1,384,598	1,426,277
	計	3,488,042	3,017,559
	うち自己資本への算入額 (B)	3,488,042	3,017,559

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注) 7 (D)	335,470	270,538
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6,814,573	6,499,957
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	41,649,750	41,656,319
	オフ・バランス取引等項目	8,894,519	8,243,472
	信用リスク・アセットの額 (F)	50,544,270	49,899,792
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	257,311	199,528
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	20,584	15,962
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,042,353	1,864,574
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	243,388	149,165
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)		
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	53,843,935	51,963,894
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.65%	12.50%
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)		6.80%	7.22%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在210,003百万円、平成20年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在775,698百万円、平成20年9月30日現在858,453百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,098,600百万円、平成20年9月30日現在768,565百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 「負債性資本調達手段等」には、告示第17条第3項に基づく海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度を超過するもののうち、補完的項目の算入対象となる額を平成19年9月30日現在223,736百万円、平成20年9月30日現在435,897百万円含めて記載しております。
- 5 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 6 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 7 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当行及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。また、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、当行の海外特別目的会社が発行している8件の優先出資証券が含まれております。

なお、当行は、平成20年11月19日開催の取締役会において、Sakura Preferred Capital (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券を平成21年1月26日を予定日として全額償還することを承認する決議をしております。

1. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities (Cayman), Limited (“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSB Treasury Company L. L. C. (以下、「SBTC-LLC」という。)が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余额の範囲内であればならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a)清算事由<清算、破産または清算的公司更生>の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited	SMBC Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	SMBC Preferred Capital USD 3 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)4} と同格	当行優先株式 ^{(注)4} と同格	当行優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^{(注)8} (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した金額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^{(注)5} 又は配当減額指示 ^{(注)7} がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^{(注)2} が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^{(注)4} に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)

又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日現在	平成20年9月30日現在
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,093	2,691
危険債権	3,404	5,258
要管理債権	3,239	2,820
正常債権	619,646	653,434

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱と、世界的な景気減速懸念の高まりを受け、当行グループを巡る事業環境は厳しさを増しております。当行グループは、平成20年度を、「不透明・不確実な環境変化に適切に対応しつつ、着実に前進する年」と位置付け、引き続き、潜在的な損失発生・拡大の芽に早期に対処するとともに、限りある経営資源を成長分野に傾斜投入し、中長期的な成長の実現に向け、中期経営計画で掲げた「成長事業領域の重点的強化」及び「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に着実に取り組んでまいります。

(1) 成長事業領域の重点的強化

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・消費者金融ファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、まず、金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」を実現してまいります。具体的には、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたことを受けて取扱いを開始いたしました終身、定期、医療等の6種類の保険商品、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図り、引き続き、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上とコンサルタントの増員を進めるとともに、支店、SMBCコンサルティングプラザといった多様な形態の店舗を展開してまいります。

次に、クレジットカード事業につきましては、同事業を統括する中間持株会社「株式会社SMFGカード&クレジット」を本年10月に設立したほか、来年4月を合併期日とする株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併契約を締結いたしました。引き続き、当行を始め、三井住友フィナンシャルグループでは、合併会社と三井住友カード株式会社を軸に、グループトータルでのスケールメリットの追求及び提携各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じて、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。加えて、プロミス株式会社との協働事業につきましても、引き続き、ローン契約機の増設等を通じて推進し、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズにお応えしてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確にお応えする質の高いソリューション提供に取り組んでまいります。具体的には、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M&Aを通じた事業拡大・再編など、お客さまの経営課題に対するソリューション提供を、法人営業部等の営業拠点とコーポレート・アドバイザー本部との協働や、大和証券エスエムビーシー株式会社との連携を通じて推進してまいります。また、営業拠点とプライベート・アドバイザー本部との協働を通じて、事業承継、職域取引等の個人と法人のお客さまのニーズが重なる分野を強化いたしますとともに、本年4月に新設いたしましたグローバル・アドバイザー一部を通じて、国内外の拠点の連携を推進し、お客さまの海外進出や海外における事業展開等に対するソリューション提供を一段と強化してまいります。加えて、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネスといった成長分野における取組みにつきましても引き続き推進してまいります。

リース事業につきましては、三井住友フィナンシャルグループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき、昨年10月に三井住友リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足いたしました。銀行系リースと商社系リースのノウハウを結集し、取扱商品の多様化、差別化を推進することにより、お客さまにとって、より付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。また、株式会社日本総研ソリューションズにつきましては、ITサービス事業分野において更なる成長を図るため、本年9月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データと広範な範囲での事業提携及び、これを前提とした資本提携を行うことで基本合意いたしました。今後、システム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供を一段と強化してまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

本年6月、当行は、英国の大手金融機関であるパークレイズ・ピーエルシーと、同社に対する約5億ポンドの出資及び業務協働について合意いたしました。また、高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、本年4月に設置いたしましたアジア・大洋州本部を通じて、より地域に密着した機動的な業務運営を進めるとともに、昨年来推進しておりますベトナムエグジティブバンク及び国民銀行(韓国)との業務提携、及び、本年10月に合意しました、同行持株会社KBフィナンシャル・グループへの出資や、第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)などアジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいります。加えて、プロジェクトファイナンス、船舶ファイナンスといった当行が強みを持つ特定プロダクツの強化につきましても、引き続き進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が続き、世界的に景気減速懸念が高まる中、「リスク資産の価格調整プロセス」は長期化し、不透明感を増しております。自己勘定投資、アセット回転型ビジネスにつきましては、調査・分析機能の強化とリスク管理の高度化を一層進め、当社グループの資産効率・資本効率を改善する手法の開発に中期的な観点から取り組んでまいります。

(2) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

当行グループは、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、引き続き、国内外を問わず、法令等の遵守を徹底し、磐石の体制を構築してまいります。また、CS・品質の向上につきましても、今後とも、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化してまいります。

リスク管理につきましては、平成18年度末に導入したバーゼル(新BIS規制)への対応を着実に進め、一段と高度化してまいりますとともに、本年4月に設置した与信モニタリング室を通じて、法人営業拠点に対する支援・指導を実施する等、与信管理体制を継続的に強化してまいります。また、世界的な景気減速懸念が高まる中、本年10月には、米州リスク管理部、欧州リスク管理部を新設し、リスク管理の一段の強化をグローバルベースで図ってまいります。

人材マネジメントにつきましても、意欲を持った従業員による、より上位の職務へのチャレンジや担当職務の拡大を通じて、お客さまにより質の高いサービスを提供できる体制を築いてまいります。

また、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指し、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

当行を始め、三井住友フィナンシャルグループは、今年度、これらの取り組みを通じて、不透明・不確実な環境変化に適切に対処しつつ、持続的成長の実現に向けた取り組みにも弛まず挑戦し、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

クレジットカード事業戦略の推進に係る組織再編

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)及び株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)は、平成20年9月29日に、中間持株会社の株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)の設立に加え、三井住友銀行が、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」)、株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)、及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」)に係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うこと、前記の会社分割により三井住友銀行に交付されるFGCC株式をSMFGに移転するため、SMFGがFGCCを完全子会社化する株式交換を行うこと、及びSMFGが、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」)、CF、OMCカード及びクオークに係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うことを取締役会で決議いたしました。

(1) 三井住友銀行からFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、三井住友銀行からFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、三井住友銀行を分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、三井住友銀行に対しFGCC普通株式22,049株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

本件会社分割に際してFGCCが三井住友銀行に割り当てる株式の数の算定は、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)に依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、FGCCが三井住友銀行から承継するCF、OMCカード及びクオークの普通株式に係る価値算定を行うことで、当該承継資産等の価値を算定し、次にFGCCの株式価値の算定を行った上で、三井住友銀行に対して割り当てる普通株式数を算定しております。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号	株式会社SMFGカード&クレジット
事業内容	子会社及び関連会社の経営管理等
資本金	100百万円

(2) SMFGによるFGCCの完全子会社化に係る株式交換(簡易株式交換)

株式交換の目的

FGCC、を三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGとFGCCの株式交換を行います。

株式交換効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式交換に係る割当の内容

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	株式会社SMFGカード&クレジット (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	1.493
株式交換により発行する新株式数	SMFGは、その保有する自己株式32,919株を株式交換による株式の割当てに充当します。	

(注) FGCCの普通株式1株に対して、SMFGの普通株式1.493株を割当交付します。ただし、SMFGが保有するFGCCの普通株式200株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

株式交換に係る割当内容の算定の考え方

本件株式交換の株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券SMBCに依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、SMFGの株式価値については市場株価法による算定を行い、FGCCの株式価値については時価純資産額法による算定を行うことで、株式交換比率を算定しております。

株式交換完全親会社の概要

商号 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれらの業務に附帯する業務

資本金 1,420,877百万円(平成20年9月30日現在)

(3) SMFGからFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGからFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、SMFGを分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、SMFGに対しFGCC普通株式100株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

吸収分割承継会社であるFGCCは、SMFGの完全子会社であり、また本件吸収分割の方法が分社型分割であることから、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数にかかわらず、SMFGの純資産額の変動は生じません。そのため、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数は任意に決定いたしました。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は36百万円であります。